

令和元年度第3回情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和元年11月11日(月) 午後2時～3時05分
2. 場 所 名張市役所 4階 404会議室
3. 出席者 委員 辻 陽
同 國富 静代
同 下庄 隆文
同 中野 栄蔵
(木村 那津子委員 欠席)
4. 審議事項
 - 4-1. 介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の三重県及び
県内市町とのオンライン結合について(介護・高齢支援室)
 - 4-2. レセプトおよびDPCデータの外部提供について(医事経営室)
 - 4-3. 名張市情報公開条例の改正に伴う権利の濫用判断基準について
(市民相談室)

5. 審議内容

- 4-1. 介護保険指定事業者等管理システムクラウド版の三重県及び
県内市町とのオンライン結合について

(1) 実施機関からの説明

介護保険制度において、介護保険事業者への支払い請求は国民健康保険団体連合会に委託しており、支払事務に係る必要な事業所情報については三重県が情報提供している。各保険者である市町は、介護保険事業指定事業者の新規、変更、廃止、加算取得情報等を三重県に提供する必要があることから、現在当市では、それらの情報を三重県が導入している「介護保険指定事業者等管理システム」に入力し、月末にLGWAN回線にてメール送信している。

しかしながら、この現行システムは令和2年度末で廃版となり、「介護保険指定事業者等管理システムクラウド版」に完全移行することが、システム提供会社で決定されている。それを受け三重県では、令和元年12月1日より介護保険指定事業者等管理システムクラウド版へシステ

ムの切り替えを実施することが決定している。

当市としても、クラウド版の導入により、三重県及び県内の市町が LGWAN 回線で結合することで、同一のシステムを閲覧することが可能となり、入力誤り等のチェック機能も働き、他市町の所在の事業者の区域外指定事務に係る情報確認が容易になるため、正確性・迅速性の向上を勘案し、三重県と同様のタイミングでシステムの切り替えを行いたい。

セキュリティ面については、国保連合会との連携が必須である項目については国保連合会が閲覧でき、法令の定めのある三重県には全項目が閲覧できるようになっているが、他の指定権者である市町については、公開を定められている申請者氏名及び代表者氏名を除き、閲覧できないようマスキングされる。

また、LGWANを使用した閉域網での接続、当市情報政策室管理端末機器の使用による強靱化システムによるインターネット環境切り離し、ウイルス対策随時更新、データの資産管理実施、施錠による端末機器の保管、職員証とパスワードによる2段階認証でのログイン等の当市で講じる対策の他、システム会社の対策として、入室セキュリティ対策を施したマシンルームに設置する等の物理的セキュリティ対策、電源対策、障害対策及びバックアップ対応、ウイルス対策ソフトの随時更新、クライアント証明書及びプライベート認証局証明書の交付によるアクセス制限と年に一度の更新によるネットワーク不正アクセス対策を行わせる。

クラウド版の導入については、平成30年1月の埼玉県を皮切りに、現在東京都をはじめ10都道府県で導入されている。三重県内でクラウド版の導入を予定しているのは、木曽岬町、明和町、大台町、玉城町、度会町を除いた24市町である。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 現在は三重県が導入しているシステムを使用し、オンプレミスで構築した端末1台があるということか。

○お見込みのとおり。県と同様のシステムを端末に取り込み使用している。現行システムには連携機能がないため、情報提供の際は該当データを抜き出し、LGWAN回線にて電送している。

イ システムがクラウドに移行した場合、現行システムがインストールされた端末は廃棄されるのか。

○該当端末はインターネット環境のない独立した端末だが、他のシステ

ムも入っているため、今後も既存のまま使用する。管理システムのクラウド化にあたっては、情報政策室から端末を1台借用し、専用端末として使用する。

ウ 情報連携後はメール送信がなくなることにより、これまでもLGWAN回線で一定の安全性を確保していたものの、誤送信等による情報漏えいのリスクが更に低下するという理解でよいか。

○お見込みのとおり。安全性が高まると考えている。

エ 県内29市町の内24市町が導入するとのことだが、導入しない5町は今後どうするのか。

○予算の確保等により導入しない市町は、現行どおりメール送信又は紙ベースによる提供を行う。

オ 既に導入済みの10都道府県からは、トラブルの報告等ないか。

○導入後の2年間に特段のトラブルは報告されていない。

以上の質疑を終え、承認とする。

4-2. レセプトおよびDPCデータの外部提供について

(1) 実施機関からの説明

日本循環器学会は、JROADと言われる日本循環器学会循環器疾患診療実態調査を数年、継続的に行っており、当院もその協力施設である。JROADにおいて個人情報の取扱いはないが、日本循環器学会は全国のJROAD協力施設からDPC情報を収集し、JROADのデータと連結させ、大規模データベースを構築し、得られたデータに基づいて、必要な情報を循環器学会員へ発信し、循環器診療の質を向上させるための研究を行っている。当院もこの研究の趣旨が医療の質の向上に繋がると考え、対象となる循環器疾患で当院に入院した患者の保有個人情報を提供したい。

この研究は医療の臨床研究にあたるが、循環器疾患の診療実態を記述した、ナショナルデータベースを利用したような統計的な研究はこれまでに存在しない。個々の研究はあるものの、診療実態は不明な点が多いとされている。循環器疾患による医療費は、1980年以来総医療費の23%前後を占め、世界に例を見ない速度で進む日本の超高齢化社会において、循環器疾患の救急治療の質向上は喫緊の課題である。

診療の質を評価するには、構造、過程、結果の3つの視点があるとされている。構造に関しては、これまでもJROADで各施設の専門医数や検査実施状況などの調査を行ってきたが、過程と結果の評価に関して

は不十分と考えられるため、患者個票単位のデータを収集し分析する必要がある。JROAD協力施設は全国に約750あり、それぞれがデータを提供することにより、相当数のデータベースが構築され、さらに新しいエビデンス（検証結果・臨床結果）の創出が可能となる。また、これらの有益なデータベースを活用することにより、当院医師にとっても、今後の診療の質向上に役立てることができる。

提供にあたっては、レセプトデータ及びDPCデータのうち循環器疾患に関わるもののみを抽出し、CDで循環器学会へ郵送する。このデータに個人名は載らないが、IDや生年月日、疾患名などは記載される。データの抽出には日本循環器学会より提供されるソフトを使用するが、このソフトはデータをCDへ出力する際に自動的に暗号化するため、万が一CDを紛失した場合にも第三者による解読は不可能である。

提供後のデータは連結可能匿名化され、厳重に管理される。データベースは国立循環器病研究センター内の外部インターネットとは物理的に遮断された臨床研究用ネットワーク内のサーバに保管され、臨床研究用ネットワーク内へのIDとパスワードによる管理により、研究事務局である国立循環器病研究センター循環器病統合情報センターの職員以外がデータにアクセスすることはできない。また、データアクセスはログ管理されており、臨床研究用ネットワーク外へのデータの持ち出しは監視されている。研究で収集した情報は、研究期間終了後も循環器疾患の診療データとしての試料として保存するため、国立循環器病研究センター臨床研究用ネットワーク内のサーバに適切に保存される。

なお、この研究は2012年に開始されたが、当院はこれから事業に参加するため、対象となるのは2017年4月から2020年3月までの情報であり、今回提供するのとは2017年4月からの1年分である。名張市情報公開・個人情報保護審査会及び当院の倫理委員会の承認を得た日から、2020年3月まで年次的に提供し、研究は2025年3月31日に終了する。本人の同意は不要とされているが、オプトアウト方式で院内やホームページに掲示し、申出のあった患者の情報提供は行わないこととする。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 2017年のデータということだが、件数の見込みは。

○実際に抽出しないことにはわからないが、心疾患及び関連疾患を全体の1/3程度と考え、年間1,200件程度と予想される。

- イ 2年前からこの取組みを行っている中で、今この時期に情報提供を行おうとする理由は。
- 当院は地方の中核病院であり、情報提供の1番手になるということはずまない。今回は当院に循環器疾患の実績があることや、院長が循環器の専門医であること等から、ドクターを通じてお声掛けをいただいた。
- ウ JROADの加入施設数は750ということだが、全施設が提供の義務を負っているわけではなく、それぞれの施設の判断で提供するか否かを決定しているという理解でよいか。
- お見込みのとおり。DPCデータは診療の細部まで記録されているため、研究機関が提供を求めるのはもっともである。しかしながら、すべての提供依頼に応じることは実務上困難であるため、有益性を勘案し判断する必要がある。今回は提供を求められているデータが循環器疾患に限定されており、目的がより明確であるため、提供したいと考えている。
- エ 今回は2017年分ということだが、今後定期的に提供するのか。
- 年に1回提供する予定である。
- オ セキュリティ対策について確認したい。提供データは、CD-Rへの出力時に自動的に暗号化するソフトを使用し、万が一紛失した場合にも第三者に判読できない状態にするとのことだが、送付はどのように行うか。
- オンラインで直接サーバへアクセスすることも可能と聞いているが、当院の端末では対応不可であるため、ゆうパック等の追跡可能な方法で郵送する予定である。
- カ 医療データを第三者に提供する場合、患者の同意は不要なのか。
- 臨床研究が目的であれば、治験のように医療介入がある場合を除き、オプトアウトの機会を設けることを前提に個別の同意は不要とされている。
- キ データは個人を特定できない状態にして提供するのか。
- お見込みのとおり。ID、生年月日、入退院日等の情報は含まれるため、患者本人や当院医師等には個人を特定できる可能性もあるが、ソフトを使って必要なデータを抽出する際に暗号化されることもあり、第三者には特定できない形になっている。

以上の質疑を終え、承認とする。ただし、オプトアウトの機会については広く周知するよう努められたい。

4-3. 名張市情報公開条例の改正に伴う権利の濫用判断基準について

(1) 実施機関からの説明

前回審査会において情報公開条例の改正案についてご意見を頂戴したところ、権利の濫用の禁止を規定するにおいては一定の判断基準を検討するようご助言いただいた。ついては、以下の判断基準案の妥当性についてご意見を頂戴したい。

まず、権利の濫用を禁止する規定とは、制度の趣旨を明らかに逸脱した行為を禁止するものであり、市民の当然の権利を制限するものではない。したがって、当該請求が権利の濫用にあたるか否かについては、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容、方法等、複数の要素を総合的に勘案する必要がある。請求者に不当要求に相当するような言動があれば録音や文書により経緯を記録する、該当請求が社会通念上適正なものであるか疑義がある場合には審査会の意見を聞くなど、慎重に判断しなければならない。

以上を踏まえた上で、大きく分けて2つの行為を権利の濫用と見なす。

1つ目は、特定の所属の業務を停滞させる目的であることが明らかなもの。例として、「お前達の仕事を増やしてやる」などと発言したのちに、特定の所属に対して短期間に集中して大量の請求を行ったり、正当な理由がないのに同一内容についての請求を繰り返す。現に審査請求を提起している公開決定等に係る文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず新たに請求を行うなど、公開請求する実益がないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求を繰り返す。非公開決定を妥当とする裁決の後に再び公開請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行われた公開決定等に係る文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、実益のない新たな公開請求を行う。

2つ目は、特定の所属・職員に対する威圧・攻撃が目的であることが明らかなもの。例として、特定職員の誹謗・中傷を記載した請求を繰り返し行う。公開された文書をほとんど閲覧せず、立会いの職員に対して長時間にわたり自説を主張したり、長時間にわたる職員の応対を強要する行為が繰り返される。

これらの行為を権利の濫用と見なし、条例によって禁止したい。

例に挙げた禁止行為の中に「繰り返し」等の曖昧な表現があるが、これについては不当要求同様、案件ごとに慎重に判断する必要があるた

め、「○日のうちに○回」等の書き方は出来ない。については、権利の濫用と判断するに至った経緯を文書や録音等によってこまめに記録し、その判断が妥当であることが第三者にも理解できる形で保存するものとする。

なお、前回審査会において権利の濫用例の一つとして挙げた、公文書特定のための補正に応じない行為については、権利の濫用以前に、形式上の不備による不適法な請求として、行政手続条例第7条に則り、適切に処理することとした。

(2) 審査内容

上記説明に続き、質疑を交え審議を行った。

ア 権利の濫用の例は、何らかの文書に記載するのか。

○内部で使用する手引き等に記載する予定である。

イ この判断基準自体には問題がないと思われるが、実際に個々の事案を当てはめた時に、定められた基準に該当するかというところで意見が割れる事態も起こり得る。

○現時点の判断基準はおおまかな例を挙げているにすぎない。今後、案件の蓄積に応じて加筆修正を行っていきたい。

ウ 権利の濫用の具体例を執拗に書き連ねるのも現実的ではないため、ある程度おおまかな書き方になるのは理解できる。そうであるからこそ、実際に案件が発生した際には慎重に判断していただきたい。

○市民の権利を制限しないよう、事案を多角的に検証し判断する。

以上の質疑を終え、以下のとおり意見する。

情報公開条例改正案第5条第2項に規定する権利の濫用に係る判断基準は妥当なものであるが、事案によっては解釈が分かれる場合も考えられるため、執行にあたっては慎重に判断されたい。